広島県呉市

# 報道発表資料

令和8年9月 10 日
産業部商工振興課

☎0823-25-3307

## 「呉市中小企業等賃上げ応援奨励金」申請受付の開始について

標記について，令和８年９月１１日（金）から申請受付を開始しますので，情報提供します。

【奨励金申請窓口】 呉市中小企業等賃上げ応援奨励金事務局
電　話：0120-239-904
メール：kurechusho@kure.co.jp

**制度概要※令和８年８月 10 日　発表資料再掲**

### １　奨励金の目的

物価高騰に対する，市内企業への従業員の待遇改善及び賃上げ環境の整備に関する支援を行うため。

### ２　奨励金の給付対象者

呉市内に事業所を有する中小企業者等のうち，基本要件を満たす事業者
（常時雇用する従業員の数が１００人以下の医療法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人，公益法人，協同組合等を含む。）

### ３　奨励金の要件

（１）基本要件（全てに該当）

・令和８年１月１日～１２月３１日の間に，１名以上の従業員の賃上げを実施
・１名以上の従業員が，市が主催するＡＩシンポジウムまたはセミナーに参加
※従業員の賃上げ率については，令和７年１２月３１日時点の基本給等と比較し，正規従業員は基本給２．５％以上，非正規従業員は時間給等７％以上とする

（２）上乗せ要件（いずれか一つに該当）

ア 公的機関等が実施する，ＡＩ導入等の生産性向上に係る，概ね１０時間以上の研修を受講
イ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表
ウ くるみん等の女性・若者活躍に関する国・県の認定を取得

（３）奨励額

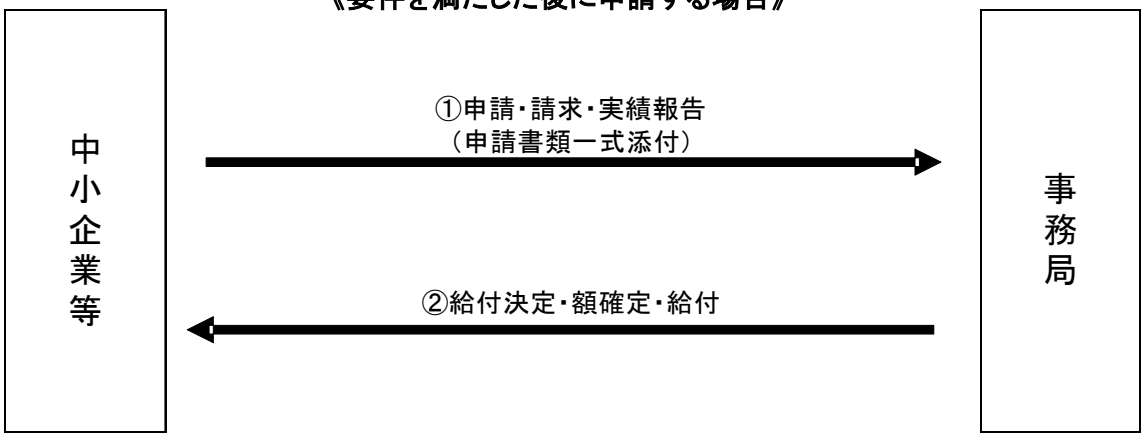
基本要件：賃上げした従業員１人当たり５万円（１者最大５０万円）を給付

上乗せ要件：基本要件と同額を給付

※基本要件と上乗せ要件を併せて１者当たり最大１００万円を給付

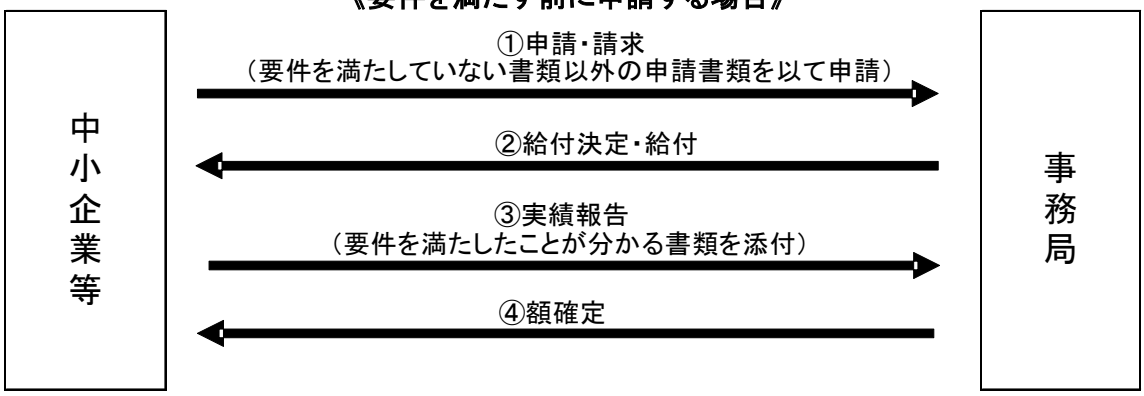
## ４　申請イメージ

**《要件を満たした後に申請する場合》**




**※本制度は，要件を満たす前に申請，給付が可能です**

**《要件を満たす前に申請する場合》**




## ５　スケジュール

令和８年９月 11 日　　申請受付開始

　　随時給付決定・給付

〃　１２月 28 日　　申請締切

市内中小企業者等の皆様へ

# 呉市賃上げ応援奨励金

従業員の賃上げと，AIの活用による生産性向上をダブルでサポート！

**通常枠 最大 50 万円＋上乗せ枠 最大 50 万円 ⇒ 合計最大 100 万円を給付！**

※「賃上げ」とは，２０２５年１２月３１日時点の基本給・時間給などから，
正社員は２．５%，非正規社員（雇用保険加入）は７%以上引き上げることをいいます

## ① 基本要件（通常枠）

※通常枠（最大50万円）の受給には，以下の【２つの要件】をどちらも満たす必要があります。

【要件 1】

対象期間内に，1名以上の従業員の
「賃上げ」を実施 すること
※基本給・時間給のベースアップなど，実質的な賃金の引き上げが対象となります（賞与・手当は対象外）。

【要件 2】

1名以上の従業員が，市主催の
「AIシンポジウム・セミナー」に参加 すること
※セミナーは事前申込制です。

## ② 上乗せ要件（上乗せ枠）

※「基本要件」に加え，次の A～C のいずれかに当てはまる場合は【１社あたり最大５０万円】を上乗せ給付！

| | | |
|---|---|---|
| A | 生産性の向上 | １名以上の従業員がAI導入等の生産性向上に係る研修を受講※すること<br>※呉市中小企業人材育成事業補助金が活用できます |
| B | 取引適正化 | 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで宣言を公表していること |
| C | 女性・若者活躍 | くるみん等の，女性・若者活躍に関する国・県の認定を受けていること |

## ③ 奨励金額

**奨励金額**

1 通常枠　：賃上げした従業員１人当たり５万円 → 最大 ５０万円（10人分）
2 上乗せ枠：通常枠と同額を給付
【１と２の合計給付額】 １社 最大 １００万円

（例） 正社員３人，非正規社員２人　計５人の賃上げを実施　申請は１人の賃上げから可能です！

○基本要件のみを達成した場合
（通常枠）５人 × ５万円 → ２５万円を給付

○パートナー構築宣言を実施して上乗せ要件を達成した場合
（通常枠）５人 × ５万円 → ２５万円を給付
（上乗せ枠）通常枠と同額：２５万円を給付
} 合計５０万円を給付

【奨励金受付窓口】〒737-0045　広島県呉市本通2丁目4番1号
（呉市中小企業等賃上げ応援奨励金事務局　宛）
Mail：kurechusho@kure.co.jp
【問い合わせ】　TEL ：0120-239-904

詳細は(市ＨＰ)こちら　セミナー申込はこちら

※この事業は〈物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金〉を活用しています

対象事業者や実施期間に関しては裏面へ

## 市内中小企業者等の皆様へ

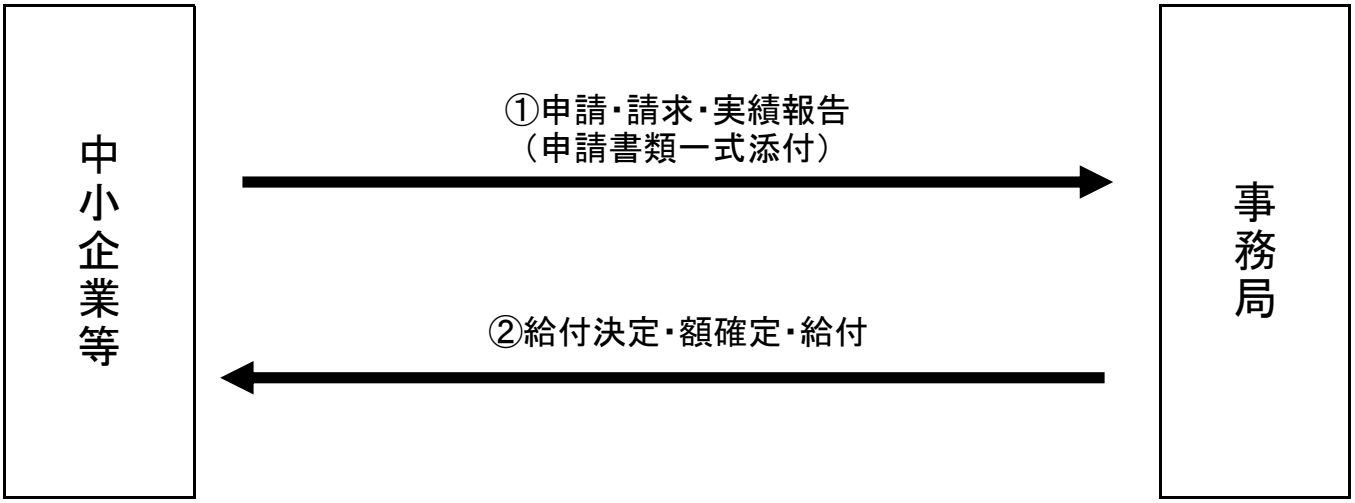
| | |
|---|---|
| 対象事業者 | **呉市内に事業所を有する中小企業等**<br>※常時雇用する従業員の数が１００人以下の医療法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人，公益法人，協同組合等を含みます |

## ⑤対象期間

| | | |
|---|---|---|
| 対象期間 | ■ 賃上げ対象期間<br>2026年1月1日～12月31日<br>(令和8年) | ■ 申請受付期間<br>2026年9月11日 ～ 12月28日<br>(令和8年) |
| | ※この期間中に賃上げを行うことが必要 | ※申請方法・申請先は後日HPにて公開 |

## ⑥申請の流れ

《要件を満たした後に申請する場合》




**※本制度は，要件を満たす前に申請，給付が可能です**

《要件を満たす前に申請する場合》

